

1. 組織名

一般社団法人 日本自動車工業会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

既にグローバル化し成熟した自動車産業を持つ国は、他国に先駆けて自動車及び自動車部品関税を即時撤廃するべき。  
自動車産業が発展段階にある国については、自国の経済状態や自動車産業の発展度合いに応じて、段階的に関税を引き下げることが望ましい。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

原産地規則

意見

アジア太平洋地域における共通ルールとなりうる、企業にとって効率的で利便性が高い原産地規則、証明制度、原産性計算方法とするべき。  
例えば、自動車分野の規則では、付加価値基準(VA)と関税番号変更基準(CTC)のどちらかを企業が選択できる規則であること。証明制度では、第三者証明と自己証明のどちらかを企業が選択できる制度であることが望ましい。

4. 提出意見③

該当する交渉分野

貿易円滑化

意見

認定事業者制度(Authorized Economic Operators制度:輸出入に関する税関手続きや検査等の簡素化など優遇措置を受けるための認定制度)を貿易相手国と相互承認し、税関手続きが簡素化されるべき。  
認定事業者制度を現在採用しているのは5カ国(NZ、米国、シンガポール、マレーシア、カナダ)。そのうち日本は、4カ国(NZ、米国、シンガポール、カナダ)と相互承認済み。但し、採用している国の中でも内容がバラバラであるため、制度のハーモナイゼーションをお願いしたい。

5. 提出意見④

該当する交渉分野

知的財産

意見

知的財産権の侵害は、公正なビジネスを阻害するだけでなく、経済的損害や消費者の健康・安全を脅かすもの。  
「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」が早期に発効し、本条約に基づき、実効ある運用がなされるべき。

6. 提出意見⑤

該当する交渉分野

投資

意見

内外投資家は公正・公平に扱われるべき。  
車両生産事業の認可等にかかわる法令や行政手続きの透明性が確保されるべき。  
外資規制や技術移転要求など特定措置の履行を要求するべきではない。

【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検疫)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サー ビス	商用関係者 の移動	金融サー ビス	電気通信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事 項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項